

随意契約理由書

件名	法務局データ交換用サーバ等賃貸借契約	
契約の相手方	株式会社さくらケーシーエス	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
随意契約の理由	<p>現在、上記業者と賃貸借契約している固定資産評価支援システムサーバ(以下、サーバ)によって、固定資産評価支援システムを稼働させている。</p> <p>平成31年4月26日付 総税固第31号通知により法務局からの登記済通知書のオンラインでの受領が可能となったため、LGWAN-ASPへアクセスするためのデータ交換用サーバの設置が必要となった。また、取得したデータは固定資産評価支援システムで活用するため同一ラック構成内に配置する必要がある。</p> <p>設計・設定業務は、既存サーバの構成変更を含めて総合的に行わなければならない、当該事業者以外の者にさせた場合、障害発生リスクの増大等、システムの安定稼働に著しい支障が生じるおそれがある。また、機器・ソフトウェア調達、工事及び運用・保守業務は、当該事業者以外の者にさせた場合、障害発生時の原因究明及び責任の切り分けを即時に行うことが困難であり、システム運用に著しい支障が生ずるおそれがある。</p> <p>したがって、本業務を確実に履行し、現在のシステムを円滑に稼働させるためには上記会社以外にはないため随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局 税務部 固定資産税課 調整担当	(電話番号 647-9421)